

# 審 査 基 準

平成17年 8月19日

法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項 : 第13条第2項
処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付
原権者(委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項(駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日(ただし、行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 長野県警察本部交通部交通指導課
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話: 026-233-0110)
備 考 :